

# 石垣市字登野城地区土地区画整理審議会委員選挙 立候補届出要項

1. 選挙すべき委員の数  
    (宅地所有者代表委員) 9名  
    (借地権者代表委員) 3名
  
2. 委員立候補の資格要件  
    (宅地所有者代表委員) 確定した選挙人名簿に記載されている宅地所有者  
    (借地権者代表委員) 確定した選挙人名簿に記載されている借地権者
  
3. 立候補届、立候補推薦届の受付期間  
    平成23年9月5日(月)から平成23年9月14日(水)まで
  
4. 立候補届、立候補推薦届の受付場所  
    石垣市役所 2階 都市建設課
  
5. 立候補届、立候補推薦届に必要な提出書類  
    (立候補届)  
    ・「土地区画整理審議会委員立候補届」 (様式第6号) ……1部  
    ・「経歴書」 (様式は任意) ……1部  
    (立候補推薦届)  
    ・「土地区画整理審議会委員立候補推薦届」 (様式第7号) ……1部  
    ・「土地区画整理審議会委員立候補推薦届出承諾書」 (様式第8号) ……1部  
    ・「経歴書」 (様式は任意) ……1部
  
6. 問い合わせ先 石垣市役所 都市建設課 施設・区画係 (TEL:0980-87-9007)

## 【審議会の概要】

### ◆ 審議会の権限

- ① 審議会の意見を聴かなければならない事項  
    ア 換地計画の作成又は変更、換地計画に対する意見書の審査(法第88条第6項、第97条第3項)  
    イ 仮換地の指定(法第98条第3項)  
    ウ 減価補償金の各権利者別の交付額(法第109条第2項)
- ② 審議会の同意を得なければならぬ事項  
    ア 過小宅地(過小借地)の基準の決定(法第91条第2項、法第92条第2項)  
    イ 換地不交付(法第91条第4項、法第92条第3項)  
    ウ 地積を特に減じた換地(法第91条第5項、法第92条第4項)  
    エ 立体換地(法第93条第1項・第2項)  
    オ 特別の宅地に関する措置(法第95条第7項)  
    カ 保留地を定める場合(法第96条第3項)  
    キ 評価員の選任(法第65条第1項) [注 法:土地区画整理法]

### ◆ 審議会の開催

年に2~3回程度 (不定期。審議会に諮る議案が出た際に開催)

### ◆ 委員の任期

5年(石垣都市計画事業登野城地区土地区画整理事業施行条例第9条)

### ◆ 委員の報酬

1日あたり、3,500円(石垣市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第2条)